

### 1. 「子ども・子育て関連法」と学童保育

全国には、学童保育所数が2万843ヶ所、84万6919名の利用児童がいます(2012年5月1日現在 全国連協調査)。児童福祉法に学童保育が位置づけられて以降、急速に学童保育数は増加していますが、必要なのに学童保育を利用できない「潜在的な待機児童」が50万人以上いると推測されています。そのような中、2013年度の国の補助単価は、1ヶ所あたり年間16.9万円が増額(児童数40名/全国連協の計算推定額)され、前年度に比べ700以上の補助施設数も増加しています。これら施設数や児童数の増加は、自分の子どもを放課後にひとりにする親の増加を表しており、多くの親達が安心して働くためには施設数のみならず内容の充実も必要なことです。国の補助単価は増加していますが、実際の運営とはかけ離れた補助単価であり、国や自治体への学童保育施策の拡充を引き続き求めていかなければなりません。

私たちは「国や自治体の公的な保育・学童保育の責任を大きく後退させる『子ども・子育て新システム』は許さない」と保育関係団体とともに運動を続けてきました。保護者はじめ施設経営者、弁護士会など多くの個人、団体が『子ども・子育て新システム』は子どもの発達保障に多大な影響を与えるものとして警鐘をならしています。しかし、2012年3月には『子ども・子育て関連法』が国会に提出され、十分な審議もなく民主党、自民党、公明党の3党での密室協議によって、衆議院本会議(2012年6月)で採択され2012年8月に参議院本会議で成立しました。

『子ども・子育て関連法』は①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法を含む関連法律の整備法 の3法からなるもので、子ども・子育て支援法の基本理念は「保護者が子育てについて第一義的責任を有し、家庭・地域・職域その他のあらゆる分野の構成員が相互に協力する」と「自助」「共助」が強くうたわれ、児童福祉法第2条の「国・地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童の心身ともに健やかな育成に責任を負う」という公的責任の精神とは対照的なものです。

子ども・子育て支援法 第4章 地域子ども・子育て支援事業の第59条5に「児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業」として学童保育のことが載っており、国は従うべき基準(指導員の資格と配置基準)を省令で定め、市町村学童保育の基準を条例で定めることを決めました。これまで、社会福祉法の定めるところによって放課後児童健全育成事業を行うことができるとしていましたが、基準さえ満たし市町村に届け出さえすれば、学習塾やスイミングスクール等の営利目的の事業者も参入できるようになります。働く親と子どもの発達を保障する学童保育の内容づくりがますます重要な課題になってきます。

先日 2013 年 4 月 26 日に国は『子ども・子育て会議』を開催しました。『子ども・子育て支援法』に設置がうたわれている有識者による会議です。支援法やその他関係する法律の施行に関する重要事項や実施状況を調査審議し、内閣総理大臣や関係大臣に意見を述べる権限を持っています。この会議内容は今後も注意深く観る必要があります、努力義務である地方版子ども・子育て会議が発足した際には学童保育関係者の声が反映されるように求める必要があります。

## 2. 大阪市における学童保育施策

昨年に発表された学童保育の補助金廃止案は撤回しましたが、いきいき事業の補間的役割と位置づけられています。2015 年度には放課後施策の事業再構築を行う予定であり、いきいき事業との一体化の動きが懸念されます。横浜市や名古屋市では一体化事業が実施されており、5 時を境に全児童対策事業と留守家庭対策事業が同じ場所で行われています(通称、5 時から学童)。大きな怪我、オヤツの皿が無い、など人員面や予算面、生活や発達の保育面で良い話は届いてこない事業に、大事な子どもの命や生活は任せられません。

2015 年 4 月から始まる新制度では、学童保育指導員の資格や員数などの従うべき基準以外は、市町村レベルでの『学童保育条例』を 2014 年度内に作成することが定められています。私たちが望む「子ども達が安心して学童期らしい生活と発達が保障される学童保育」が続けていけるように、そして 5 時から学童を留守家庭児童対策事業と認めない学童保育条例になるようにしていくことが必要です。

2013 年度大阪市の学童保育補助金の予算を見ると、1 施設当りの補助単価は昨年と同額であるが、総額で約 2000 万円減額されています。これは、協力関係にあった近接学童同士が統合するなど、昨年に比べ市内の学童数が減っているためです。しかし、学童保育が必要な地域には新設の補助金申請を受け付ける動きもあります。淀川区のよつば学童を筆頭に阿倍野区など申請受理を準備している施設もあります。今後も申請受理数が増えて行くよう働きかける運動が大切です。

## 2012 年度の活動のまとめ

### 第 2 章

#### 1. 大阪市に向けた運動の特徴

##### ① こども青少年局への要望活動

学童保育の担当課である大阪市こども青少年局との交渉は、2012 年度は 9 月 25 日にもたれました。大阪市の「団体との協議の持ち方に関する指針」によって、「勤務時間内」の午前交渉となり、協議時間も「2 時間以内」に限定されました。しかし、「第 5 要望等への対応手順」のところでは「ただし」とし、「2 時間を超えると想定できるときには、協議を複数回に分けて行

うこともできる」とされ、執務時間内との限定についても「ただし団体からの申出によりやむを得ない事情があると認められるときは、執務時間外であっても対応するものとする」とされています。

交渉に先立って、7月4日に以下の諸点を要望しました。

大阪市における学童保育施策の抜本的改善を推進してください。

学童保育施策を抜本的に改善していくために、以下の項目での協議をすすめてください。

- ① 大災害時や交通事故等における安全対策・安全確保について協議してください。
- ② 学童保育指導員の身分・労働条件を社会福祉従事者にふさわしいものへ確立していくために協議を進めてください。
- ③ 学童保育施設は公的資源や地域資源の活用など対案とともに協議し、解決できるようにしてください。
- ④ 留守家庭対策事業における障害児施策の充実について協議してください。
- ⑤ 大阪市民に学童保育を知らせてください。

以上の要望に加えて交渉当日には、参加した保護者や指導員から補助金の増額、人件費計上、障害児加算や新設補助など切実な要求の声が寄せられました。残念ながら、こうした要求について大きな前進を得たわけではありません。しかし前進していないとはいえ、今後の運動に結びつく回答も担当課から出されています。

まず直前の市政改革プランによる学童保育への補助金廃止とその後の撤回について、冒頭のあいさつで課長が「こうした場（交渉）を含めて議論したことがオープン議論をはじめ様々なところで議論（廃止）を押し返すことができた」と学童保育補助金廃止撤回について担当課としての賛同の意を表明しました。さらにまた、大幅な補助金支弁の遅れを陳謝する課長代理からの発言もありました。

補助金についての考え方も、「他都市と比較してもレベルが違う。補助金についてデータを示されると反論できない」（課長代理）と「大阪市の基準は国よりも低い」と発言した昨年の交渉での課長答弁に引き続いて、補助金の低さを重ねて認めた発言をしています。

新設についても「新規を認めたい」「財政との関係で努力したい」との課長代理の発言を引き出しました。

交渉は課長出席のもとで行われますが、実務的な要望の詰めとして、事務折衝を係長レベルで行っています。2012年度は3回の事務折衝を行いました。

## ② 大阪市放課後対策事業推進会議の動き

2012年度は2回の「大阪市放課後対策事業推進会議」が開かれました。2012年3月に「大阪市放課後対策事業推進会議」として「今後の大阪市放課後児童施策のあり方～まとめ～」を発表、児童いきいき放課後児童を軸としながら、学童保育は補完的な役割として事業を継続し、子どもの家事は学童保育へ移行していく、という方向性をまとめました。その直後に市政改革プランによって「まとめ」は完全な白紙状態となり、児童いきいき放課後事業の1本化が打ち出されます。担当課や「大阪市放課後対策事業推進会議」の議論をすっ飛ばした頭越しでの乱暴なプラン提案でした。

この時点で「大阪市放課後対策事業推進会議」の役割は、放課後施策のあり方を議論し提言していくことから、担当課からの提案を追認、参考意見を述べる程度にとどまったと見てよいでしょう。今後どのような形で「大阪市放課後対策事業推進会議」が開かれていくのか注視が必要です。

### ③ 2015年度の放課後施策の「事業再構築」

大阪市は市政改革プランで一端は学童保育補助金の廃止を打ち出したものの、撤回し、現在補助金は継続されています。しかし、2015年度には放課後施策の「事業再構築」がめざされており、学童保育については不透明な部分が残されています。

以下、大阪市における3つの放課後施策についての大阪市の考え方を示します。

#### 児童いきいき放課後事業

これまで児童いきいき放課後事業は教育振興公社への随意契約でした。1社独占への批判を受け、2012年度はいったん大阪市が教育振興公社への委託を引き上げ、市の直営事業としました。そして、2013年度9月には公募制を導入し、新たな運営主体による「児童いきいき放課後事業」を実施するとしています。さらに有料での時間延長等の実施も示されています。

#### 子どもの家事業

2013年度まで子どもの家事業を実施しつつ、2014年度以降は、すべての子どもの家事業は留守家庭児童対策事業へ移行します。

#### 留守家庭対策事業（学童保育）

児童いきいき放課後事業の補完的役割として、留守家庭児童対策事業（学童保育）を継続していくとしています。

2015年度、大阪市の放課後施策の「事業再構築」では児童いきいき放課後事業を軸に、子どもの家はなくなり、学童保育の補助は継続されます。しかし、大阪市は他の政令市と連携しながら国への要望、つまり児童いきいき放課後事業（全児童対策事業）にも国の学童保育予算を認めよとの要望を続けています。もし、全児童対策事業である児童いきいき放課後事業に趣旨の全く異なる学童保育の予算が回されることになれば、児童いきいき放課後事業は学童保育を実施しているとの根拠を大阪市に与え、補完的役割としての共同学童保育の必要性がなくなりかねません。一挙に児童いきいき放課後事業への一体化が推進される危険性があります。

### ④ 新設要望に応えて

昨年4月、大阪市からの補助金を受けられない中で、新設に踏み切った「よつば学童」に2013年度から大阪市の補助金が支弁されます。「補助金は出ないけれど、わが子の育ちは待ったなし。困難だが学童保育をつくろう」と熱い思いであゆみはじめた「よつば学童」の保護者の方たちの粘り強い取り組みと、「よつば学童」を支援してきた市内学童保育関係者の運動が担当課を動かし、一定の前進を生みだしました。

これまで「新設」要望については大阪市の予算（財政危機）をタテに、「受理」さえもしませんでした。2013年度より補助要綱を改訂し、「実施承認申請書（新規）」の手続きシステムが取り入れられました。新設を要望する施設はこの「実施承認申請書」を提出することで、これまで不受理だった「新設」要望が可能となりました。

担当課はこの「実施承認申請書」については新設のみを対象と説明していますが、将来的にはすべての施設に「実施承認申請書」の提出が求められる可能性があります。すべての学童保育への「実施承認申請書」提出の義務化が、どの様な意味を持つのか。さらに、国は今回の法律で、学童保育の実施事業者に対して市町村への「届出制」を導入、市町村は事業者からの届け出については、すべて受理しなければなりません。国が法律で新たに設けたこの「届出制」と「実施承認申請書」の関係はどうなるのか。

今後の推移を見ながら、問題点を解明しなければなりません。

## 2. 予算要望と学童保育予算

### ① 学童保育補助金の増額を求めて

大阪市の補助金の考え方は、運営費にかかる総額の半分を公費（補助金）で残る半額を保護者が負担することになっています。ですから、例えば20人ランクの施設では238万2千円が補助金ですが、保護者は残る238万2千円を負担し1施設の運営費としています。従って、大阪は20人ランクの学童保育を運営するには476万4千円で十分に可能と考えています。しかし、現実的には家賃や人件費など、すべての学童保育の保護者は大阪市が想定する以上の多大な負担を担っています。私たちが「実態に見合う補助金の増額を」と要望するのは、そのためです。

他の政令市と比較しても、大阪市の補助金の低さは際立っています。しかも運営費単価に加えて、横浜市では家賃補助として月額15万円（上限）が1施設に出され、名古屋では土地を確保すれば市が学童保育施設を建てることになっています。また札幌市でも家賃の半額を市が補助しています。

大阪市	350万円
横浜市	620万円
名古屋市	420万円
京都市	940万円
神戸市	600万円

### ② 2012年度の大阪市の学童保育予算

主な政令市の補助単価比較/年間

2013年2月に大阪市の予算が発表されました。学童保育については補助単価については現状維持となっていますが、総額予算では約2000万円もの減額です。

	2013年度予算（年）	前年度比
児童いきいき放課後事業	34億9214万8000円	2274万8000円増 ↑
学童保育	3億2630万4000円	1949万5000円減 ↓

児童いきいき放課後事業の増額分については、2012年度の大阪市直営から、2013年度の公募により民間事業者へ委託した際にかかる消費税分だと説明しています。学童保育の減額は、ヶ所数の減によるものです。児童数ランクへの補助単価は変わらず、2013年度も以下の通りですが、国基準と単価比較しても、10人ランク以外は大阪市の補助単価はすべて下回っています。

国と大阪市の補助単価比較

児童数区分	大阪市	全国	国との比較
10人～19人	2,123,000円	1,753,000円	370,000円増
20人～35人	2,382,000円	2,654,000円	272,000円減
36人～45人	2,641,000円	3,920,000円	1,279,000円減
46人～55人		3,753,000円	1,112,000円減
56人～70人		3,586,000円	945,000円減
71人以上		3,419,000円	778,000円減

③ 小規模学童への交付金

学童保育への公費補助は法律のもとでは、10人以上の児童のいる施設が条件となっています。10人未満の小規模学童保育には補助金は支弁されません。しかし、10人未満の小規模学童保育所に対して、国が100%負担する補助金があります。総務省が特別交付金として市町村に支出し特別交付金を活用できれば、子ども1人に対して51,000円/年の補助金が出されます。

担当課に、ぜひ国に申請し総務省の特別交付金を小規模学童に適用してほしい、と要望を重ねてきましたが、事務の複雑さなどを理由にいまだ実現できていません。

特別交付金を活用し、小規模学童保育への補助を実現している政令市は増えています。

都市名	金額
札幌	1,736,000円
仙台	1,120,000円
さいたま	168,000円
新潟	840,000円
岡山	2,296,000円
広島	392,000円
計	6,552,000円

2012年度の特別交付金状況

3. 学童保育署名の取り組み

① 2012年度署名運動の特徴

2012年度の秋の大運動では、学童保育として署名を取り組むのか、が議論の始まりでした。4月からの「学童保育なくさないで署名」に取り組んだ直後に、再び署名に取り組む意味はあるのか。区長や議員との懇談など署名以外の秋の大運動もできるのではないかと。こうした意見なども合わせながら、しかし、補助金廃止は撤回できたものの、私たちの学童保育拡充の願いは実現していない、足を止めることなく取り組もう。そして「なくさないで署名」に学んで要求は簡潔にして学童保育関係者が同意できる内容に絞り込み、要望項目としては次の3点を確認しました。

- ◎ 大阪市の学童保育条例を制定してください。
- ◎ 学童保育への補助金単価を引き上げてください。
- ◎ 必要な地域に学童保育を設置してください。

また、署名については従来の請願ではなく、紹介議員を必要としない陳情で取り組むことも確認されました。

② 要望項目に掲げた私たちの願い

3点に項目を絞った内容は、私たちの切実なねがいを結実させたものでした。

◎ 大阪市の学童保育条例を制定してください。

2012年8月に策定された「子ども子育て新制度」によって市町村は学童保育条例を定めることになりました。すでに「新制度」の案として検討されてきた「子ども子育て新システム」で

も学童保育について基準を国が省令で定め、市町村が条例を定めるとしていました。私たちは要望項目の第1に「条例」を取り上げ、現行の学童保育の水準を大きく上まわる学童保育の条例づくりを、大阪市に求めていきました。

◎ 学童保育への補助金単価を引き上げてください。

すでに見てきたように、大阪市の学童保育予算はたいへん貧しいものとなっており、保護者負担は大きく、指導員の働く条件は劣悪です。

大阪市の学童保育の保育料は月額 15000 円から 2 万円となっており、全国連協が調査した保育料をみても、大阪市の保護者負担は重く、保育料の高さは全国一です（右表は全国学童保育連絡協議会作成です）。

保育料額	%
5000 円未満	41.8%
5000 円～10000 円未満	46.4%
10000 円～15000 円未満	10.1%
15000 円～20000 円未満	1.7%
20000 円以上	0%

◎ 必要な地域に学童保育を設置してください。

大阪市は「よつば学童」の補助金申請を受けつけないなど、「新設」要求が地域にあるにも関わらず、財政状況を理由に「新設」を認めてきませんでした。必要な地域には学童保育の設置を認めてほしい、は学童保育関係者の大きな願いでした。

③ 署名実行委員会で運動の推進

2012 年度の署名は、保育と学童保育がそれぞれの署名に取り組みましたが、署名実行委員会については統一してすすめました。実行委員会は 5 回行われ、第 1 回目はスタート集会と位置づけ、10 月 10 日に実施しました。スタート集会には弁護士の西晃氏が講演、「大阪を子どもの笑顔があふれる街に、今、おとなが動くとき」と題して今の大阪市政の問題点について話されました。また実行委員会最終の 5 回目には「まとめの集会」として杉山隆一さん（佛教大学）から「子ども子育て新制度」の特徴と問題点を学びました。

また、1 月 20 日（日）には「梅田ヨドバシカメラ前」で署名統一行動を行い、40 名が参加して、600 筆の署名が集まりました。署名ニュース「ふやしてんか！」を独自に発行、署名の取り組みをリアルタイムで学童保育関係者に伝えていきました。署名ニュースは 8 号まで発行されました。2012 年 10 月から取り組まれた署名は、88,270 筆を重ね大阪市議会に提出しました。

行政区	国	府	市・学童	市・保育
港西	9,987	9,987	10,676	847
大正	824	827	829	825
西成	2,096	2,096	2,096	2,331
住之江	4,085	4,058	6,279	3,743
住吉	8,899	8,899	11,906	7,715
西淀川	4,910	7,824	7,657	7,653
此花	700	700	750	750
福島	3,270	3,270	4,630	2,630
淀川	5,855	5,929	5,805	5,789
東淀川	890	890	3,450	890
城東	2,160	2,160	2,245	2,190
鶴見	1,527	1,517	1,532	1,517

旭	3,834	4,439	4,705	3,560
都島	2,091	2,091	2,091	2,091
東成	1,981	2,275	3,296	2,999
天王寺	2,000	2,280	2,823	2,623
中央	1,631	1,631	1,631	1,631
阿倍野・生野	10,812	10,812	10,812	10,729
東住吉	3,451	3,320	3,486	2,009
平野	530	530	1,571	530
合計	71,533	75,535	88,270	63,052

#### ④ 区長懇談で学童保育への理解を広げて

2012年度の運動では署名の取り組みとあわせて、区長との懇談を呼びかけました。そして5行政区の学童保育の保護者と指導員が区長懇談を行いました。11月10日(土)の東成区長との懇談では総務課長も同席しました。学童保育の必要性を認める区長からは、区役所に学童保育のポスターを貼る約束をされ、入所案内ビラへのアドバイスもいただきました。

天王寺区長とは11月16日(金)に懇談、天王寺区長も「いきいきも学童保育所も大事だと認識している。入所案内ビラは区役所内に置いても結構。広報誌への掲載は検討したい」と話されました。

11月20日(火)には西区長と懇談しました。ここでも学童保育の市民周知が話題となりました。また区長からは「いろいろな問題を聞いてよかった。一度現場の方にお邪魔させていただきませんか」との申し入れがあり、1月23日にたけのこ学童保育を訪問。さらに3月26日には西区の3学童保育の保護者と面談し「学童保育は必要だと思う」と重ねて発言されています。

スケジュールの調整がつかず区長は来られませんでした。大正区では保健福祉課・市民協働か・総務課の区の職員さんと2月5日(火)に懇談しました。学童保育やいきいきについて理解されているわけではありませんが、これを機に協力し合い、情報の交換をしていくことを確認しました。

12月に入って区長懇談を実現したのは都島区です。ここでは「何故いきいきではなく、学童保育を選ばれたのか」という区長からの問いに対して、学童保育の良さや実情を話すことで、学童保育のアピールができました。また、公報への学童保育の掲載のお願いや、秋の学童保育運動会へのお誘いもしました。

しかし残念ながら、懇談要請に応じない区長もいます。今後、区長権限を拡大するという大阪市政にあって、区長との懇談を実現できるよう粘り強い要請とあわせて、学童保育関係者との懇談を区長が無視できないような運動が求められています。

#### ⑤ 地域活動協議会へのアプローチ

大阪市は新たな地域再編システムとして地域活動協議会をスタートさせ、各小学校区に協議会の設置をめざしています。各学童保育でも該当する地域での協議会の状況をつかみ、協議会



への参画を呼びかけました。具体的に進展している学童保育はまだありませんが、引き続き地域活動協議会への参加をめざしていきましょう。

#### 4. よりゆたかな学童保育をめざして

##### ① 保護者会活動の充実

学童保育発展の原動力は保護者会です。保護者ひとりひとりが、互いの立場を配慮し合いながら、学童保育を牽引しています。とりわけ大阪市の学童保育は保護者会が大きな役割を担っています。学童保育の運営に責任を持ち、子どもたちが昼間過ごす学童保育環境に英知を絞り、そして指導員を雇用する。これらのことを、学童保育の保護者は昼間働きながら保護者会で協力し合って取り組み、「共同の子育て」の確信を深めあっています。

とはいえ日々の生活は厳しく、長時間労働やストレスなど、夜の様々な学童保育に関わる会議が負担となり、役員のなり手が少ない、といった施設も出ています。

「なぜ保護者会なのか」「ひとりひとりを大切にし、保護者会を活性化するためには」などの問題意識をつねに抱きながら、各保護者会での話し合いはもちろん、毎月の市連協運営委員会での交流や入所運動交流会での討論で深めあってきました。

##### ② すべての地域に学童保育を！

「よつば学童保育」（淀川区）は2012年4月、大阪市が補助金申請を受理しないもとでスタート、補助金なしの厳しい状況で1年間運営してきました。この間、当該学童の保護者の方たちによる新設の要望運動を中心に、「よつば」への支援とあわせて、大阪市交渉や事務折衝の中で、そして陳情署名で「新設」を認める運動を強めてきました。

さらに阿倍野区にある「ときわ松崎学童」地域では、学童保育の定員を超え入所できなかった保護者を中心に、阿倍野区の学童保育や指導員の協力の下、「学童保育文の里クラブ」の発足を準備しています。平行して大阪市に対しても「新設」を認めるよう要望、担当課からは「発足の条件が揃えば申請の手続きを」の回答をもらっています。

##### ③ 子どもの安全・安心を求めて

昨年の5月14日、真田山学童クラブ（天王寺区）の1年生、有井千織ちゃんが学校から学童保育へ戻る通学路で、無謀運転に巻き込まれ交通事故死するという痛ましい事件が起きました。私たちは事故直後から当該施設役員の方と連絡を取り合い、対策と対応を進めました。とりわけ遺族の方の思いに心寄せながら、事故を風化させないこと。有井千織ちゃんという学童っ子を決して忘れてはならないこと。そして「2度と再びこうした痛ましい事故を起こさない」ことを昨年の総会の場で確認しあいました。

真田山学童クラブでは事故の教訓と再発防止のための対策マニュアルがいち早く作成され、市内の多くの学童保育が通学路や日頃のあそび場の安全点検と見直し、安全マニュアルの作成などに取り組みました。

有井千織ちゃんが亡くなられて1年目。命日の日（2013年5月14日）に私たちは「フォーラム/子どものいのちを守るために」を開催し、各施設での安全対策の取り組みと、日頃の苦労や悩みを交流しました。

## 5. 学童保育発展のかなめとしての指導員

### ①□ 現任指導員研修・講座を仕事として

学童保育の活動を豊かに展開し、子どもが主体となって活動内容をつくり出すためにも指導員の役割は大きく、専門性の探究は不可欠です。ひとりひとりの指導員が日々の自主研修を積み重ねることと、各種の研修会や講座を受講することを仕事とした積極的な学習活動が求められています。そのためにも保護者会が指導員の研修を仕事に位置づけ、研修の勤務保障と受講費や交通費など予算化することが重要です。指導員の研修には主に次の4つがあります。

#### ○ 大阪市による行政研修

大阪市の指導員に対して開いている研修で、指導員労組と指導員部会が共同で担当課に講座内容を要望しています。担当課には「学童保育のあそびの理論」「子どもの発達」「保護者理解と子育て支援」など講師の推薦とあわせて10回に及ぶ研修会を要望しました。しかし、これまで4回～6回開催してきた研修会を3回にとどめました。補助金申請業務や会場場所、日程の問題などとしています。2012年度大阪市による行政研修は以下の通りです。

- ・ 「学童保育の実技体験・実践交流」（10/19）講師：市内指導員がコーディネーターとして
- ・ 「特別支援学校の見学と講義」（11/〇、11/26、11/27）講師：大阪市教職員
- ・ 「安全に日々の取り組みをすすめるために」（3/13）講師：大阪市職員

#### ○ 指導員部会の研修（市内指導員部会の項を参照してください）

#### ○ 学童保育指導員実践研究会

学童保育指導員実践研究会は、大阪保育研究所と大阪学童保育連絡協議会の共同研究として続けてきました。指導員の事例報告をもとに指導員・研究者・事務局が実践を検討しあう研究会です。

2012年度は黒川恵美さん（堺市指導員）と松本直央さん（大阪市指導員）が交互に報告し事例検討し、福田敦志さん（大阪教育大学）と代田盛一郎さん（大阪健康福祉短期大学）が実践の解説と課題整理をされました。松本さんからは以下のレポートが報告されました。

“ボスではなくリーダーに”

『ボスとリーダーは紙一重!?!』（2012年5月17日）／『変化してきたA自身と周りの関係』（2012年9月20日）／『安定期？心の居場所として』（2012年11月21日）／『クリスマス会の取り組み』（2013年1月29日）／『Aのその後とまとめ』（2013年3月14日）

年間通しての検討で報告者は大変ですが、1年間かけての子どもや指導員の変化は大きく、充実度の高い研究会になっています。

#### ○ 大阪学童保育連絡協議会の指導員講座

大阪学保協主催の2012年度は以下の講座を開きました。

- 1 学期の講座 地域別講座：北摂・北河内・中南河内・泉州・大阪市：5地域×各4回 (A)
- 2 学期の講座 ①子どものエエとこ見てますか～実践記録の書き方と実践検討会のすすめ方～全4回 (B) ②障害のある子どもの理解と学童保育の生活 全4回 (C)
- 3 学期の講座 子ども理解を深めるために～ホッとでき・育ちあえる学童保育をめざして 全4回 (D)
- 発達講座 (通年) 秋葉先生によるエミール輪読。毎月1回、全10回 (E)
- 専門性を高める連続講座 (通年) 全5回 (うち1回は合宿) (F)

年間を通じて359人の方が受講されました。大阪市の受講数は以下の通りです。

	施設数	A	B	C	D	E	F
港	3	1	0	0	1	0	0
西	4	2	0	1	0	0	1
大正	1	0	0	0	0	0	0
西成	3	3	0	0	2	0	0
住之江	6	0	0	0	0	0	1
住吉	11	4	0	4	0	0	2
西淀川	7	7	0	3	2	1	1
此花	2	0	0	1	0	0	0
福島	3	0	0	0	0	0	0
淀川	4	4	0	2	2	1	1
東淀川	8	0	2	1	2	0	0
北	1	0	0	0	0	0	0
城東	8	0	0	0	0	0	0
鶴見	4	0	0	0	0	0	0
都島	3	3	0	3	3	1	1
旭	7	2	0	1	1	0	0
東成	4	4	3	0	1	1	1
中央	1	0	0	0	1	0	1
天王寺	4	0	0	0	1	0	0
生野	4	0	0	0	0	0	0
阿倍野	6	0	0	0	1	0	1
東住吉	5	0	0	0	0	0	1
平野	2	0	0	0	0	0	0
合計	101	30	5	16	17	4	11

#### ④ 指導員の雇用継続と労働条件の改善

学童保育で子どもたちがのびやかに成長・発達し、地域社会になくてはならない施設として位置付けていくためには、そこ(学童保育)で働く職員=指導員の存在は決定的です。そして指導員の専門性を高める鍵は、研修・学習と継続性です。指導員の仕事は熟練の求められる仕事であり、安定的に仕事を継続することで豊かな実践が展開できます。その雇用継続の保障の

ひとつが労働条件の改善・向上です。たいへん貧困な大阪市の補助金制度にもかかわらず、保護者会は指導員の労働条件の改善をめざしてきました。

しかし、それでも指導員の人件費を計上しない大阪市の学童保育施策のもとで、2012年度もベテラン指導員が、それぞれの事情で退職されました。子どもとの関係（子ども理解）や保護者との関わり（家族支援）、そして地域の中での役割など学童保育実践を総合的に展開できる力量を期待されたベテラン指導員の離職は、大阪市の学童保育にとって大きな痛手です。

定年まで安定的に仕事のできる職場に、どの施設でも可能となるよう引き続き保護者と指導員が力を合わせていかなければなりません。

そのためにも大阪市学童保育指導員労働組合との連携は重要です。

### ⑤ 市内の指導員をつなぐ指導員部会の活動

市内指導員部会は大阪の学童保育実践と運動の牽引車的役割を担っていますが、最大の市内指導員部会に求められる課題は、学童保育実践の確かめと深めあいです。学童保育実践にこだわった指導員部会の活動が求められています。

月1回の市内指導員部会と専門部会を定例化し、一人一人の指導員の要求や悩みに応えながら、学習や市連協の運動課題に取り組んでいます。

また、入所など困難な課題を抱える施設や地域への支援については、大阪市内的な運動の課題に据えて活動しています。とりわけ2012年度は、新設の「よつば学童保育」への支援を強化してきました。

（詳しくは、第3章）

## 6. 豊かな放課後を子どもたちに

### ① 政令市交流会への参加

政令市で学童保育の運動に取り組む連絡協議会が年に1回、交流会をもっています。2012年度は6月30日（土）～7月1日（日）、京都で行われました。「交流」の名がついてはいるものの地域で起因している問題点や状況を交流しつつ、それぞれの地域の運動に反映しあえる内容の会議となっています。とりわけ政令市を中心に先行している全児童対策事業との関係は、ともすれば学童保育つぶしの動きにも重なり、政令市交流会での各地の情報はたいへん貴重なものとなっています。

また2012年度には、政令市交流会とは別に全児童対策事業がとりわけ顕著に表れている、札幌市・横浜市・名古屋市、そして大阪市の協議会の役員が集まり8月18日（土）～19日（日）、名古屋市で「政令市全児童まとめの会」を行いました。

### ② 放課後のあり方を考える会のスタート

2012年度新たにスタートした研究会が「放課後のあり方を考える会」です。子どもの権利条約をベースに子どもが放課後に育つ権利を、学童保育を軸としながら様々な放課後の取り組み事例や調査活動の報告を元に7回行われました。各会の報告テーマと報告者は以下の通りです。

- ・ 第1回 9/5 「政令市の学童保育の方向性」 報告者：武部 雄三
- ・ 第2回 10/11 「子どもの権利条約の成立の背景」 報告者：柵座三千子
- ・ 第3回 11/7 「NPO法人とは何か」 報告者：中村 有美
- ・ 第4回 1/16 「子どもは生まれたときから人権主体」 報告者：柵座三千子
- ・ 第5回 2/14 「子どもの放課後と生活に関する一考察」 報告者：代田盛一郎
- ・ 第6回 3/13 「地域における新たな支え合いで子どもを育む」 報告者：西野 伸一
- ・ 第7回 4/12 「ニュージーランドの放課後生活」 報告者：松本 歩子

また、毎回の「考える会」での議論については、大阪市連協機関紙「はばたき」に『放課後コラム』として掲載しています。

### ③ NPO法人化の検討

現行の保護者会による学童保育運営についての検討を始めました。すでに大阪市のアンケート調査（2011年8月実施）でも大阪市の保護者会運営による学童保育での保護者の参画や地域社会への連携と活動など、全国に誇るべき内容が証明されています。保護者自らが運営に参加することで、学童保育を通じて我が子の子育てに責任をもって参加していく親たちの姿が浮き彫りにされています。

同時に任意団体にとどまることでの課題も指摘され始めています。公費（税金）投与の事業として現行の学童保育運営はふさわしいのか。公益性の高い法人格をもった学童保育運営を追求すべきではないか。2015年に行われる「事業再構築」による大阪市の新たな放課後施策を見越したときに、さらには国の新制度での事業の「届出制」を勘案したときにより安定的な事業運営が求められるのではないかなど、新しい公共性の高い運営とはの議論を通じて、保護者会運営からNPO法人による学童保育運営の課題が生まれてきました。

すでに大阪市内では新森清水学童保育（旭区）がNPO法人として運営しており、住之江区の「学童保育を守る会」とわらべ学童保育（鶴見区）がまもなくNPO法人として認証されます。

大阪市連協としてNPO法人化への意義を学ぶために2月の定例運営委員会で杉山隆一さん（仏教大学）に「大阪市学童保育の今後の方向を探る」のテーマで話していただきました。そこで杉山さんが提起された「これからの方向性」（①NPO法人として学童保育事業、子ども関連事業②社会福祉法人の事業に移行する③NPO法人として指導員の研修・派遣事業）を各学童保育や地域の連絡会で検討しています。

また大阪市全体のNPO法人の発足に向けた検討会も始めています。検討を始めている大阪市全体の法人については、大阪市連協とは異なる組織ですすめていきます。検討されているNPO法人は学童保育の運営を担う組織、「運営体」です。大阪市連協は保護者会や指導員で構成される「運動体」です。

## 7. 全国と大阪の運動に連携して

### ① 学童保育条例の検討

「子ども・子育て新制度」は、新たに国が省令で基準を定め、市町村は省令に基づいて学童保育条例を策定しなければなりません（改正児童福祉法第34条8の2）。各市町村では、2014年の9月議会で、学童保育条例についての審議が行われます。策定される条例を私たちの願いが反映された内容にしていく必要があります。そこで、2014年の9月議会に先駆けて大阪学保協では各市町村担当課に条例内容を提案していくための「学童保育条例検討会」を4回行いました（9/19、11/14、1/23、3/21）。検討会には市連協役員も参加しました。そして研究者（木下秀雄さん／大阪市立大学、杉山隆一さん／仏教大学）の助言もいただき、4月29日、「学童保育条例試案」を発表しました。「試案」を参考に今後はそれぞれの自治体にふさわしい「条例」を各市町村の連協が作成し、担当課との懇談を進めていきます。ただ、今回の大阪学保協の「試案」は公設公営（大阪府下の学童保育はほとんどが公設公営）を想定した内容で、補助事業という運営形態の大阪市では独自の「学童保育条例案」の作成が必要です。

### ② 社団法人日本学童保育士協会（旧「専門研」）

発足して13年、「学童保育指導員」は専門性が求められる職業であることを科学的・理論的に明らかにし、社会的にも「専門職」と位置付けられることをめざして研究活動が続けられてきました。

専門研は、新制度で指導員の資格化がうたわれたことを契機に、資格発行をしていく方針を決め、1年間の議論を経て、2013年4月から「社団法人日本学童保育士協会」に移行することになりました。今後は、これまでの実践検討を軸とした研究を継続発展させながら、まずは現任指導員を対象とした研修・資格発行が進められます。協会が発行する学童保育の専門性を追求した「学童保育士」資格を、大阪市に対しても指導員資格として認められるよう活動を進めていくことが課題です。

### ③ 大阪学童保育研究集会

第44回大阪学童保育研究集会は雨が降りしきる中、堺市のサンスクエア堺と大阪健康福祉短期大学の2会場で開催され、保護者・指導員をはじめ713人が参加、大阪市からは〇〇名が参加しました。

午前に行われた全体会では堺市の学童っ子と保護者・指導員さんによる「けん玉」の披露と、優しく心打つ「雨ニモマズ」の合唱は会場を感動で包みました。集会で初めてとなった指導員の方の記念講演は、東京から早乙女勝利さんで、子どもの目線にたった学童保育の取り組みや保護者の方とのつながりのお話しでした。学童での子どもたちの様子や、子どもの気持ちを受けとめて指導員がどんな生活づくりをしているのか、目に浮かぶような話に、学童保育での子育てのイメージを共有することができました。

午後からは、「せっかくの日曜日。親子で楽しみながら参加できる分科会がほしい」「保護者が話し合いに参加しやすい分科会を」との実行委員会での提案を受けて、「ほっこり手づく

りクッキング」や「シンポジウム・学童保育って？」など多彩な講座や分科会・交流が持たれました。特に「けん玉・コマ」の実技分科会は親子にたいへん好評で、第45回の研究集会でも予定されています。

#### ④ 全国学童保育研究集会

18年ぶりの埼玉県での第47回全国学童保育研究集会は10月6日・7日に開催されました。埼玉での集会には過去最高の5802名がつどい、大阪市からは〇〇名が参加しました。

全体会の記念講演では大阪ではなじみの深い広木克行先生が、子どものシグナルに気づける大人になろうという話を優しく感動的に話されました。

#### ⑤ 地域づくりと学童空間研究会

大阪学保協の研究会のひとつで大阪市連協の役員も多数参加し、学童保育にとってふさわしい施設や環境について調査・研究をしています。子どもたちが安心して学童期らしい生活と発達が保障されるためには、学童保育が地域に不可欠な専門施設としてどのように存在するのか。子どもが学童保育施設を拠点として生まれ育った地域を舞台に豊かな生活経験を積み重ねるには、学童保育施設が学校内にある場合、放課後の生活にふさわしい空間づくりのために、学校とどのような関係をつくるのが重要か。「学童空間」をキーワードに探求しています。

2012年度は、2011年度に引き続き、鳥取大学の太谷研究室との共同で調査活動をし、施設設計の工夫がされている京都・大阪の学童保育を視察しました。

そして、これまでの調査活動と理論研究を踏まえて、今後の学童保育づくりに生かせるような冊子づくりをするために、作業を進めています。

現場からの問い合わせも増えてきました。「なんとなく居心地が落ち着かないのはどうしたらよいか」「高学年の着替えるスペースを取りたいのだが」「リフォームに際して、どうしたらいいか」といったものです。現場を訪問したり、平面図や写真を使って一緒に考えています。わかりやすい研究成果としては“空間の区切り”の工夫でより居心地良く、機能的な空間づくりができるので、そういったことを発信し、各学童に役立ててもらうのが今後の課題です。

2012年度は大阪市の「よつば学童」（淀川区）「風の子学童」（住吉区）の2施設を視察し、「第4なかよし学童」（大正区）にはレイアウト提案をしました。

### 8. 『日本の学童ほいく』誌の普及

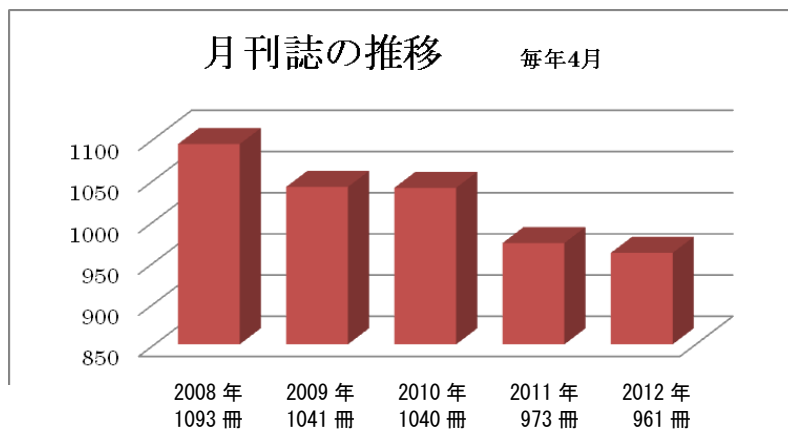
2012年度は「学童保育の役割」や「思春期」、「子どもにとっての余暇・あそび」などの特集がくまれました。子どもは管理をし過ぎても、放ったらかしでも、豊かな生活と成長は保障されません。現代の大変な社会ではよりいっそう子どものおかれている背景に目を配り、気持ち・要求を丁寧に聴き、発達に応じた理解、豊かな生活の場づくりなど、おとな側の理解や努力が重要です。

私たちは、子どもや保護者の声・要求に耳を傾け、みんなが安心して豊かに過ごせる学童づくりをしていくために、『日本の学童ほいく』誌の普及と活用を方針としています。2012年度は

月平均、979冊でした。多くの方が購読してくださっていますが、全体としては減少しています。「お金がかかる」「読まない」「購読する意味がわからない」といった声もあり、経済的に厳しい状況も広がる中、普及が難しいのも実情です。

しかし、ほいく誌が広まることで、子どもたちの育ちの豊かさにつながることで、学童保育の運動に直接つながっていることに理解と納得がもらえたら、新しい保護者の方々にも手にとって頂けるものと思います。

2013年度は、いっそうの普及とあわせて「本の活用」を広め、子どもたちにとってどんな学童保育がよいか、様々な視点から考え、みんなで共有していくことが課題です。



## 9. 大阪市連協の組織強化

### ① 学童保育補助金廃止撤回運動が改めて証明した市連協の役割

2012年4月の突然の学童保育補助金廃止に対する撤回運動は、改めて大阪市連協の役割の大きさを再確認しました。署名や区長・議員懇談、宣伝活動など廃止案撤回に向けた素早い立ち上がりは、保護者会活動のつながりを基礎とした大阪市連協の日常的な取り組みや活動があればこそでした。子どもの主体的活動を真ん中に据えた保護者と指導員がつながり、保護者会や指導員部会が大阪市連協とつながって、引き続き子どもたちのためのよりよい学童保育への探求が求められています（『日本の学童ほいく』誌3月号に役員の松本忠之さんがレポート報告しています。ぜひお読み下さい）。

### ② 大阪市連協の財政活動

大阪市連協は大阪保育運動センターに事務所を置き、そして専従職員を1名配置することで大阪市の学童保育の活動の幅を広げ推進力としています。全国的な学童保育施策にも関わりながら大阪市の担当課との折衝、運営委員会の開催や指導員部会や指導員講座・研修の取り組み、多彩な実行委員会や各種研究会など、多種多様な活動を繰り広げています。また学童保育に関わる保護者や指導員の相談・助言、支援も大阪市連協の大切な活動のひとつです。

こうした大阪市連協の活動を支える重要な役割を担うのが財政です。市連協財政の主な収入として会費（父母会会費・指導員会費・個人会費・パートアルバイト会費・団体会費）、事業

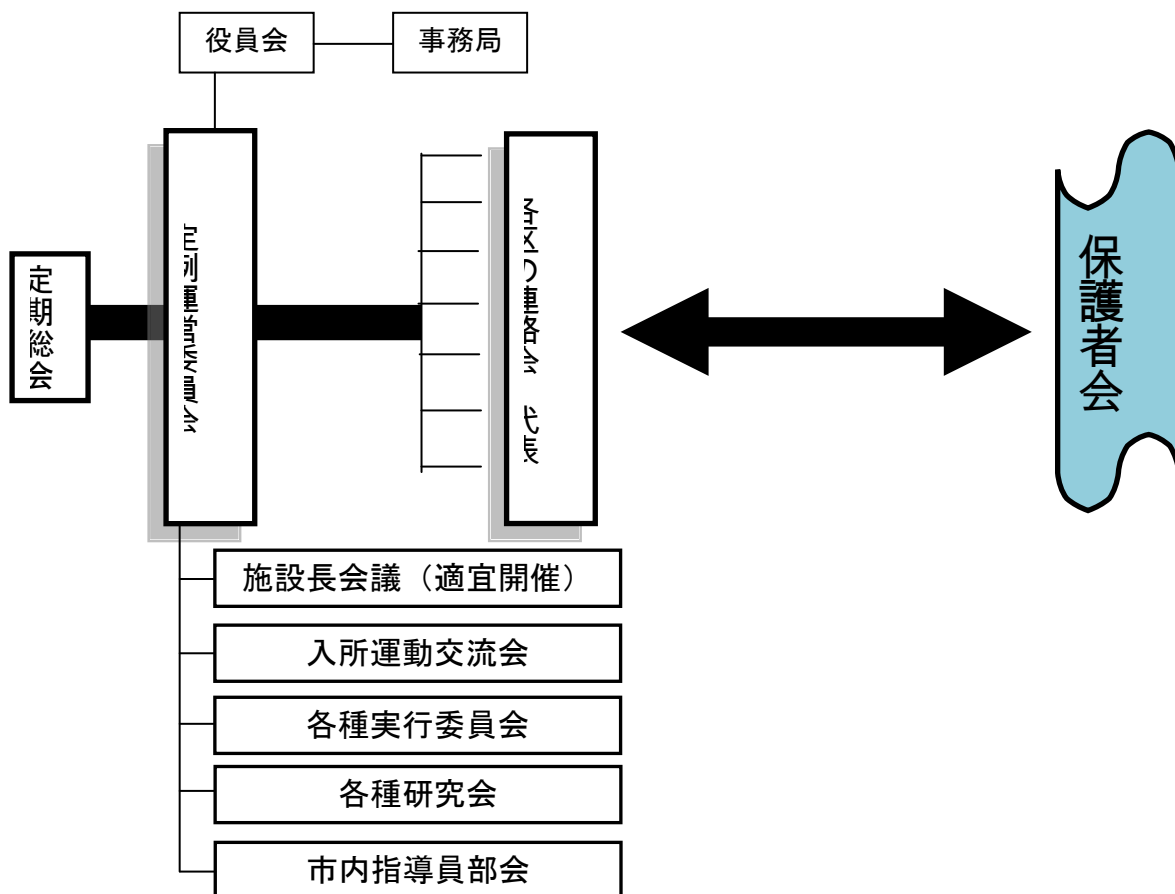


活動（お楽しみ会収入と『日本の学童ほいく』誌還元金）があります。しかし、2012年度は、大変厳しい財政活動となり緊急カンパも訴えました。さらに、こうした財政状況が次年度以降も見込まれるために2月の定例運営委員会で会費改正の提案を行いました。改正についてはたくさんのご意見をその後の運営委員会でいただいておりますが、各保護者会での議論は充分とはいえません。今まで以上に財政活動の透明化をめざし、拙速な会費改正ではなく、さらに時間をかけたていねいな議論が必要です。

### ③ 運営委員会を軸に運動を広げる

毎月第1金曜日に行われる定例運営委員会(19:30～21:00)は大阪市連協の定期総会(年1回)に継ぐ決定機関です。市連協役員会からの報告と各地域・施設の交流が主な議事ですが、定例運営委員会での確認・決定事項が大阪市連協の方針として具体化され市連協役員会で、地域連協で、各保護者会で、市内指導員部会で、地域指導員部会で実践されていきます。また、市連協役員会で、地域連協で、各保護者会で、市内指導員部会で、地域指導員部会で出された意見が定例の運営委員会に反映され議論されます。

運営委員会での議論が保護者会や指導員部会で、また、保護者会や指導員部会での意見が運営委員会に正確に反映されるために、各行政区から保護者と指導員が運営委員会に出席されることが重要となっています。



# 2012年度、市内指導員部会のまとめ

## 第3章

### 1. 指導員部会のまとめ

市内指導員部会では、毎月ブロック交流の時間をもうけ、各ブロックでの意見や議論してきたことをみんなで学び、交流しあってきました。

交流テーマは、

- 6月 『交通事故を受けてブロックで議論し各施設でどんな安全対策をしているか?』
- 7月 『キャンプファイヤーについて』
- 9月 『夏休みを終えて。事故やけが 等なかったか? よかった活動、報告したいこと補助金が遅延していることで引き起こす問題点ありますか?』
- 10月 『入所運動について』

まずは、入所部から就学時健診に向けての報告を聞いて、自分の施設の入所活動や入所説明のなかみを交流しよう!!

11月 『市研修について』 前回の市研修の感想と今後の要望を出し合おう!!

12月 『危機管理対応指針を考えるについて』

まずは真田山学童・東淀川の経験を学んで、自分達の行政区や施設でどう創るか、どんな議論をするかを知ろう!!

1月 『市の情勢学ぼう』

年末に行われた推進会議の報告を受けて、今後の大阪市の学童保育はようになるか?

2月 『7日の情勢学習会を受けて』

感想と各ブロックで議論したこと、質問、意見等 出し合おう。

3月 『指導員の午前中業務内容について』

各ブロックで議論して大事にしていること。

4月 『入所実績の報告とこれからの取り組みについて』

入所につながった経緯や様子、また今後の入所運動の方法など取り組みたいこと教えて。

5月

2012年度のブロック交流では、指導員としても心痛めるつらい交流テーマからスタートしました、事故対策を考えるだけではなく、各施設が改めて自分の施設ではどうか、行き帰りだけでなく地域で危険なところは無いかな?等を議論し、危機管理対応指針づくりに発展していき各行政区、各施設で議論を広げ作成に力をそそいできました。

そして、今の学童保育の情勢を、市連協の役員と一緒に一人一人の指導員がどう学び、どう父母に伝えていくかを議論してきました。

市内役員も担当者も、めまぐるしく変化していく学童情勢をしっかりとつかんで、先頭で上げていくこと、学んでいくことをしてきていますが、こぼれていることも多々あります。役員一人一人の負担が大きくなってきているので、担当者にも力を借りて進めていきます。

もう一つは入所活動や指導員の仕事内容の見直し、学習することなどにも力を入れて学んできた1年でもありました。(それぞれの専門部で詳しく報告)

2013年度は、今の厳しい情勢を切り開いたり、今後の学童保育をとりまく情勢をしっかりと学び、役員が先頭にたち担当者も一緒になって進めていきたいと考えています。

## 2. 学習部のまとめ

### [2012年度 学習部方針]

市内全体で学習の必要性和重要性を確認し、学習への意欲と意識を高めていくために取り組みを進めます。

学習を通して指導員の専門性を追求し、保育実践の向上を目指します。

①専門性追求・保育実践向上にとって必要な学習会などを検討、企画して実施します。

→基礎講座・実技学習・実践交流会・情勢学習会など

②各種学習・研修会の告知と参加呼びかけ、参加状況を把握します。

③学習部独自のニュースを市内企画の後に発行し、学習会の内容や様子・参加者の感想を伝えていきます。

④ブロックでの学習担当者会議を実施し、ブロック間の交流を図るとともに、各ブロックでの学習活動が活性化されるための援助を行います。

⑤指導員の力量を高めていくために、実践レポートを書くことを広めていきます。

### [2012年度 学習部総括]

学習専門部会議では、保育交流を中心に実践を重視して会議を重ねて様々な学習会を企画実施し、市内全体で指導員の専門性と保育実践の向上を目指してきました。

市内学習会での課題は参加人数であり、全員で保育の質を高めあうために呼びかけ連絡の徹底、内容の充実を今後も図っていきます。

また若手指導員から指導員の基礎から学びたいとの希望がありますので市内指導員講座の一層の充実も図ります。

#### ☆項目別総括

① 市内部会主催で年間を通して基礎講座を2回・エイサー実技講座を5回・実践交流会を1回・小規模実技講座を4回・合同情勢学習会を2回開催しました。

② 各種の学習連絡を行政区担当者と連携して参加を呼びかけました。

③ 各企画で参加者へアンケートを行い感想・学べた点などを学習部ニュース「楽学」として発行して欠席の指導員へ内容と魅力を伝える努力を行いました。

④ブロック学習担当者会議を年度始めに開催し学習交流を図り、学習担当と市内専門部が方針に基づき連携することを確認できました。

⑤実践交流会の企画の中で専門部員自らが実践をまとめレポート報告に挑戦して実践を書くことを広めました。

## 3. 入所部のまとめ

2012年度入所部では主に以下の活動を行いました。

① 市内カラーピラの作成

② 市内入所交流会（9月・1月の計2回開催）

③ 市連協のホームページ更新

④ 全戸ピラ配布への支援

⑤ 毎月の児童数変動の確認

#### ☆ 項目別総括

① カラーピラ作成は、毎年市内全施設から写真を提出していただき、厳選して作成しています。しかし今年度においては「学童なくさんにとって運動」の影響もあり過去のデータより作成したので1枚あたり10円という価格で販売しました。活用方法としては、就学時健康診断・入学説明会・全戸ピラなどに多様に活用できるピラができました。

② 市内入所交流会は、今年度2回開催しました。9月は市連協運営委員会の議題の1つとして入所活動をされている保護者からその内容を発言してもらいました。1月には入所交流会単体と

して久々に開催してテーマを「1回目の交流をうけて保護者が行う入所活動とは？」に絞り各施設世帯数でグループ交流会を行いました。

- ③ 市連協のホームページでは各施設の紹介欄をよりよいものへと更新中です。引き続き住所変更・ホームページへのリンク等のご要望はお気軽に市連協までご連絡ください。
- ④ 今年度の入所部でのピラ支援活動はありませんでした。理由としては、小学校門前・保育園門前でのピラ配りが各行政区で徹底されていたからです。入所活動において、支援必要とする施設は入所部までご相談下さい。
- ⑤ 毎月の児童数確認を行い、各施設の現状把握をしてきました。引き続き市内全体で入所児童を増やし学童保育をより発展させていくため、現状把握に努め入所運動を提起・推進していきます。

#### 4. おたのしみ会のまとめ

[お楽しみ会方針]

- 夏・冬・春の年間3回のお楽しみ会を企画し、開催します。
- 豊かな文化を子どもたちに伝えることを目的のひとつとし、内容をみんなで吟味していきたいと思えます。
- 市連協の財政活動の一環とし、全学童が参加するように働きかけ、市連協の運営を支えます。

[お楽しみ会総括]

	開催日	内容	場所	参加人数
夏	8/28	映画「おまえうまそうだな」	阿倍野区民センター	813人
冬	12/26	劇団K10 「たまごをとるのはだあれ」	阿倍野区民センター	720人
春	4/3	映画「かいけつゾロリ だ・だ・だ・だいぼうけん！」	クレオ西	875人

昨年度、夏・冬のお楽しみ会への参加が全体的に少なく、お楽しみ会の目的とする子どもたちにより文化を伝えることと市連協の財政を支える事業活動であることを何度も議論し、確認してきました。その中で、子どもたちによるこんでもらえる内容を提供することを一番大切にして、企画を進めてきました。内容を充実させることとともに各行政区・各施設で時間や日程の調整を行っていただくなど、参加に対して意識を持ってもらうことで、昨年度よりも参加者は増えました。また、今年度は市連協の財政問題に絡んで、お楽しみ会のあり方についても様々な意見が出された1年でもありました。よりよいお楽しみ会のあり方について、今後もひきつづき検討していく必要はありますが、子どもたちが文化的なものに触れ合う機会とすることと、大阪市内の学童っ子が一堂に会し交流する機会であることも忘れてはなりません。その上で、市連協を支えることについて考え、参加への意識をより高めていかなければなりません。

#### 5. 機関紙のまとめ

[機関紙部方針]

- 市連協ならびに市連協指導員部会の取り組みや状況を全指導員に伝えていくため、定期的にニュース「でこぼこ」を発行します。
- ニュース「でこぼこ」の紙面充実を図り、市連協指導員部会での交流や入所部・学習部の情報をわかりやすく、正確に伝えていきます。

[機関紙部総括]

市連協指導員部会の内容を伝えるために「でこぼこ」を発行してきました。しかし、定期的に発行することができず、速報性にも欠けることとなりました。定期的に発行できるように、担当者で

より明確な役割分担が必要でした。定期的に発行し、全指導員に市連協の取り組みや状況が徹底して伝えられ、有効的に活用できるようなシステムづくりが課題です。

## 2012 年度 地域の活動状況

### 第 4 章

#### ○ 大正区

2012 年度は、退所問題や集団作りの難しさなど指導員として保育の悩みが尽きなかった 1 年でした。廃止撤回運動もあり落ち着いたまま過ぎていったように思いますが、諸々の問題を通して父母会や OB、地域の方々のつながりや支えも感じることでできた 1 年でした。

指導員が悩んだ分、父母会の力を実感することが多かったことや、署名を通しての OB や地域の方からの励ましの声に背中を押されたこと、毎年少しずつではありますが地域との関わりが増え、地域祭りなどの行事への参加依頼もいくつかいただけるようになってきました。大変だったことも力になったことも無駄にせず、これからに活かし父母・指導員ともに学童として発展していけるようにしていきたいです。また、地域的な事情もありますが、入所児童獲得の取り組みを今後より強めて考えていきたいと思っています。

(文責・井出敦史)

#### ○ 住之江区

2013 年 5 月に、住之江区では NPO 法人「住之江学童保育を守る会」を設立します。

そんななか、南港にあるぼぼんた学童が閉所し、こまどり学童へ児童が移籍することになりました。ぼぼんた学童は中学生、高校生の障害児専門の学童保育所です。小学校を卒業したのちの障害児の放課後の居場所を作ろうという保護者の声で設立されました。保育内容や範囲は分けられていますが、こまどり学童とは同じフロアで運営されており、大阪市の急な動向の変化によって、やむをえず今年の 3 月で閉所することになりました。

さて、今年度の入所児童は数年ぶりに 10 名を超えることができました。3 月ぎりぎりまで入所の問い合わせがあり、まだまだ住之江区にも学童保育を必要としている保護者、子どもたちがいるということを確認し、今後の入所運動の力となりました。一方、入所児童が減少してきている第四めだか学童とこまどり学童は、今年度一学期中に途中入所児童を獲得できるよう、「守る会」のメンバーとともに住之江区をあげて入所運動に全力でとりこんでいます。

(文責:香田太郎)

#### ○ 平野区

2012 年度平野区では 2 施設有った学童の内、1 施設が閉所になりました。

残ったのはありんこ学童だけですが、なんとか存続して行こうと子供達の親と指導員で協力し合い、入所児童を増やしていくことを目標に頑張ってきました。

毎月定例で行っている父母会では関係者みんなが積極的に参加し、学童のより良い運営を目指し、催し事や時には学童内の問題点等、様々な意見交換を行っています。

子ども達の学童での生活は、高学年が低学年の世話をし、兄弟・姉妹の様に過ごしています。

引き続き、入所活動に力を入れて行きたいと思っています。

(文責：奥野 和代)

#### ○ 阿倍野・生野区

「新年度に入ってすぐ、補助金打ち切りについて阿倍野生野としても、話し合いを持ちました。保護者の方のご協力により、メディアに訴えることも出来、一致団結して活動出来たと思います。

夏は、毎年恒例の合同企画として、長居公園植物園にてクイズラリーや、けん玉・竹馬の認定大会も開催いたしました。

秋の署名運動とともに、入所活動も始まりました。ときわ校区の現状から、新設についての呼びかけも行いました。

冬には、こま・なわとび認定会。春には学童対抗ドッジボール大会を行いました。

現在は新入生 27 人を迎え、5 月の新入生歓迎親子運動会に向けて取り組んでいます。」

(文責：湯川貴美子)

#### ○ 東成区

東成では、11 月に新区長との懇談を行いました。

実際の保育現場を見てもらうために、かわせみ学童まで来ていただき、保護者と指導員の 10 数名での懇談となりました。

実際に区長さんの娘さんが東京の学童に通っていたこともあり、学童の必要性などもよく理解されていました。また、区役所に学童のポスターを貼るスペースを確保してくれたり、入所ビラを置いてもらえるようになりました。

11 月と 1 月には、保育所とのけん玉交流を行いました。学童っ子の技披露の後、保育所の子ども達に持ち方や簡単な遊びを教えてあげました。普段教えてもらうことの多い低学年の子も、保育所の子達に優しく関わる姿が見られました。

神路小学校のお祭りやふれあい広場、平和まつりでの舞台にも太鼓やけん玉、エイサーなどでたくさん出演させていただきました。地域の方への学童アピールとしても、引き続きやっていけたらと思います。

(文責：河口結香)

#### ○ 都島区

2012 年度都島区は二施設が新しい指導員体制の中スタートしました。その中で、四月のなくさないで署名に取り組み、保護者、指導員と鶴見緑地やスーパー前で署名を集めました。たくさんの保護者と取り組むことが出来ました。

12 月には区長懇談が実現し、都島学童にて夜間に保護者、OB、指導員 10 人集まり、なぜいきいきではなく学童を選ばれたのかという区長からの問いかけに、学童の良さや実情をたくさんアピールしました。そして広報に学童の記載や、秋の学童運動会へのお誘いもして、予定が空いていれば、との答えでした。

三学童の合同行事は、春の万博遠足、合同の運動会、水合戦と楽しみました。運動会では保護者の出番もたくさんあり、親子で楽しみ、こどもたちの成長を確かめあう運動会になりました。

友渕地域では、学校がマンモス化し、たくさんの入所が年度末に決まり、都島、グローブともに安定した児童が入所してくれました。都島区には、いきいきのほかに、民間の学童も複数あり、私たちの学童の魅力をアピールしていくことが大切です。

(文責：岩崎千鶴)

#### ○ 東住吉区

東住吉区では、5 つの学童で 100 名以上の児童が在籍しています。その児童の半数以上が地域にある 2 ヶ所の保育園の出身児童です。保育園と太く強いつながりを持つために、園の様々な行事に積極的に参加し、協力やアピールをしています。夏祭りに模擬店で参加し綿菓子と名前を売ったり、園を借りてのクリスマス会に園児や父母を招待し出し物でお兄ちゃんお姉ちゃんの凄さをアピール。お返しに保育士の先生から合唱のお返しがあったこともありました。

園在籍の学童父母が保育園父母会に積極的に参加することにより、先生や園父母に学童の良さをアピールしています。そのおかげで、先生も学童を理解して頂き、事あるごとに学童を薦めてくれるようになりました。

入所説明会の短い時間では、なかなか学童の良さが伝わりません。先生や在園父母が長い時間をかけて洗脳(アピール)して今日につながっていると考えます。また、保育&学童保育連絡会として協力しあい、東住吉区の署名推進会議を毎月行い、保育&学童が丸となり活動しました。

残念ながら年度末で2つの学童が閉所してしまいました。数は減ってしまいましたが、学童発祥の地の誇りを胸に一致団結して頑張っていきたいです。

学童間の交流が少ない東住吉ですが、交流担当を設けて少しずつ近づいていきます。目標の東住吉運動会に向けて！

(文責:松本忠之)

### ○ 中央区

2012年度はおおかみ学童として画期的な一年でした。初めて中央区の区民まつりに役員が中心となって出店しました。父母会で協力出来る方を募り、フェルトで作るブレスレットのパーツ、可愛いマスクを作る等、当日は勿論準備から盛り上がりました。

またホームページを立ち上げようと何度も何度も話し合い、時には激論になって険悪な雰囲気になるときもありました。

しかし学童を守りたい発展させたいという思いはみんなが同じで、皆で悩み知恵を出しあったことでとても素敵なホームページが出来ました。

地域の小学校のグラウンドを借りて天王寺中央の運動会が出来た事、保育園の年長と合同工作教室を行う等言い切れない程、父母の力を一杯発揮してもらった年だったと感じます。

その姿を見て、また共に動く事で、私も頑張ろうと何度も力をもらいました。

(文責:加茂紀子)

### ○ 此花区

今年度は年度当初から、高見めだか学童の閉所と、「学童の補助金がカットされるかも!?!」という不安からのスタートでした。

しかし、「なくさないで運動」を通じ、保護者が積極的に議員懇談や街頭署名行方など、どれだけ学童必要としてくれているのか実感できた年度でもありました。また春に行ったあすなる学童30周年記念会では、たくさんの人に支えられ、時代ごとに色々な出来事を乗り越えて、ここまで続けてきたことを改めて振り返ることが出来ました。

「地域とつながろう！」という姿勢で取り組む中で、区役所主催の「けん玉でギネスを目指そう」の企画や、此花区ラウンドテーブル、アートプロジェクトなどに参加。地域のつながりを通じて、公園の花壇の一面を学童っ子の花壇として使わせていただけることにもなりました。今後はこのつながりを活かして、どう宣伝し、入所を勝ち取っていくか、それが課題になってくると思います。

(文責:板井さくら)

### ○ 住吉区

住吉区の連絡協議会は役員会・運営委員会にわけ毎月2回定例で行っています(8月・12月・5月は除く)。役員会では、主に入所活動、住吉区の学童全体で行う行事(おやこ運動会・春のつどい)について議論しています。特に入所活動に関して大きな役割を担っています。活発に支援や行動をして、全施設に対して土曜・日曜参観での小学校門前ピラのお願ひ、対象地域の保育所・保育園でのピラ配布の確認は毎年行っています。2011年度から住吉学童保育合同入所説明会を日曜日に開催しています(12月)。今年度は9世帯が参加し、6世帯の入所に繋がりました。また2012年度は住吉区の保育連絡協議会の協力により区交渉に参加させてもらい区役所にピラを設置してもらえることが決まりました。運営委員会では各施設交流を主体としています。バザー活動、卒入所式、キャンプ、入所活動、財政面についての交流等を行い、よりよい父母会活動を目指しています。2013年度も入所活動も主に活動し、運営委員会での施設交流も活発に行っています。

(文責:西川正人)

### ○ 鶴見区

鶴見学童保育連絡協議会は、【ていねいな入所運動とともに保育内容の充実を】【学習を素地に質の高い運動の展開を】【学保協の充実・発展を】の3本の柱を中心に活動を行ってきました。

2012年度は、鶴見区で25名の新1年生を迎えることができました。前年度の教訓として、兄弟関係の入所がなくても学童の認知度を上げる方法を検討したり、地域の保育所に目を向けた入所活動等が実を結び始めた

成果だと考えています。鶴見区全体で小学生の人数が増えてきている状況に甘んじることなく、今後も出足早くていねいできめ細やかな入所運動を行っていくことが必要だと考えています。

これまでも入所運動には「子ども集団の保障」と「運営の安定」につながることで、さらには「認知度の向上（市民権の獲得）」など、学童保育の存続にとって大変大きな意味があることを繰り返し確認してきました。

今年度の状況を見るにつけ、入所説明会の開催や宣伝の他に、いかに保護者のロコミが大きな力になるかを改めて感じるところですが、兄弟関係の入所が少なくなっても、学童保育の情報が必要としている親御さんにしっかりと届く方法と時期を吟味し、打って出ていく必要を強く感じています。

厳しい情勢は続きますが、ひたむきに取り組んで結果を出してきた入所運動と、積み上げてきた保育内容に確信を寄せながら、各施設が知恵を出し合い、積極的に入所運動を進めます。

近年、学童を取り巻く情勢が、めまぐるしく変わる中、指導員・保護者が連携して学習の機会を持たなければ、現状においていかれる可能性も否定できません。

特に、3年後には「いきいき活動」との統合を目論む大阪市の動向には充分注視し、学童保育内外を問わず、差別化・区別化を進める必要があると考えます。

「新システム」と呼ばれる国の保育に関わる動き開いても、保育の後退は学童保育の後退に直結しており、無視できない状況が続きます。

また、署名活動、対市交渉などの運動面では、知識に裏付けられたより質の高い運動を展開していくことが、現在の状況を打破していくことにもつながるのではないのでしょうか。

鶴見区にとどまらず、広い範囲での交流は、他の施設の経験や意見を聞いて、自分たちの施設を省み、確信をもつことにも繋がります。

引き続き、指導員から情報を発信しながら、保護者の皆さんと共に、学習していく機会を広げたいと考えています。

また、昨年春の緊急署名を通じて証明されたように、脆弱な基盤の上に立つ学童保育だからこそ、しっかりと組織につながり、活動を共にしていく必要性が大きくなってきています。

鶴見の学保協においても、これまでの活動を整理し、新たな活動を作り出す時期に来ているのではないのでしょうか。

2012年度もめだか学童の地域で、「第7回鶴見学童まつり」を無事に開催する事ができました。

「地域に根差した活動」を念頭に、「広く区民に学童保育の存在を知ってもらおう事」、また、「地域の学童保育要求を掘り起こし入所につなげる事」、さらには、「各施設が力を出し合い、当該地域の学童保育所を励ます事」の3つの意義を共有しつつ、まだまだ発展途上の取り組みではありますが、さらにより良い学童まつりにできるよう、支え合いながら取り組んでいきたいと思えます。

学童をめぐる情勢は、相変わらず厳しいものでありますが、それでも「子どもたちの放課後の生活を守るため」に、「働く親のサポートを」と一致団結し、各施設との活発な意見交換・議論などを経て、さまざまな課題を一つ一つ解消していきたいと考えています。

私たちは、「子どもを真ん中に据える」事が、大変難しくなっている昨今の情勢の中にあっても、またその事がどんなに大変で手間のかかる事であっても、その値打ちを組織の内外で確認する作業を地道に続け、継承してきた学童保育を、次世代に引き継ぐ使命を担っています。

子どもたち・保護者・指導員が関わる放課後は、学童保育の固有の文化であり、「いきいき活動」では生まれ得ないものであることに確信を持ちながら、特に大阪市連協が掲げる、「4つの財産と7つの提言」については常に念頭に置きながら、活動していきたいと考えています。

(文責:猿渡 太)

## ○ 東淀川

東淀川には、市連協加盟の学童が7施設あります。

7学童が集まり基本毎月第2土曜日に「学童部会」を各施設周りながら開催しています。

2012年度は、年度始めの「学童なくさんとして」運動に始まり年間を通して7施設の保護者会・指導員部会・OBと共にお祭りやバザーや物品販売・様々な集会などの情報交換を行い協力して運営しました。



また数年来議論してきた、新しい学童部会の役員体制と運営の行い方についても2012年度におおよそまとめられました。

2013年度からは新体制で改めて7つの学童保育で連携を計り、7施設の発展と継続の協体制をより育んでいきます。

(文責:久松康一)

#### ○ 福島区

今年度は昨年に引き続き入所活動に力を入れていました。

保護者のみなさんの協力が厚く入所活動だけではなく運営自体が充実していました。

各担当者を配置し一つ一つをより良いものにしてきています。

今現在の学童運営が成り立ち安定しているのは保護者のみなさんの活動が素晴らしく思います。

日々向上しています。

(文責:中山千春)

#### ○ 天王寺区

天王寺保育/学童保育運動連絡会(通称:天保連)は保育部会・学童部会があり、学童部会は定例化です。これまででしたが、保育部会の方は休止中です。保育部会として署名の協力はいただきました。事務局としては、保育所入所相談をやっています。保育所の状況は事務局もつかんでいきました。今後は条件整備をしながら保育部会も再開できるように実情もつかみながらやっていけたらと思います。

事務局としては、区との不定期ですが事務折衝を行ってきました。

学童部会は、大阪市連協の運営委員会にも天保連として結集をしてきました。毎月の学童部会でしっかり報告を行い状況を把握し、各学童の状況を出し合いました。大きなこととして区長懇談を行い、学童の「餅つき」にも来ていただきました。また、区役所として「学童入所」の配布物も区役所の窓口においてもらったり、区役所から学童入所希望の方が「学童のことを聞いてきました」ということも広がっています。また、議員懇談も3回行いました。

(文責:前田康雄)

#### ○ 旭区

2012年旭区の特徴的な活動としては、新森清水学童に新入指導員さんが、たけのこ学童の専任指導員さんが産休に入られるという事もあり、指導員の会議の中で札内先生に即保育で生かせる実技講義をしてもらったりしました。保育にも応援に行き、こまやけん玉、集団遊びを一緒に取り組んだりもしました。

旭連絡会としては、毎月第2金曜日に定例会議を開催し、情勢を共有したり入所交流をしたり、学習会をひらいたりしました。2012年度はNPOについてのミニ学習会をしました。

(文責:清水結三)

#### ○ 西淀川区

##### 【活動の概括】

1. 学童部会の開催(7箇所の学童保育所で構成)  
年度当初より予定していた、毎月の学童部会と隔月の交流会は全て開催した。学童部会の主なテーマは、各单位学童の保育内容、運営方法の交流、問題点改善の相互アドバイス、西淀川学童の将来構想(NPO法人化等)であった。
2. 西淀川学童部会の活動の柱である、①運動会 ②学童フェスタ ③区内駅伝大会 ④入所の取り組み ⑤署名の取り組み は全て実施した(各取組内容の詳細は、各取組の総括に記す)。
3. 2012年度に打ち出された大阪市施策方針による「学童保育補助金廃止案」に対し、大阪市学童保育連絡協議会の方針を基に、西淀川学童部会を中心に7箇所の単位学童が署名・宣伝活動を実施した。

##### 【今後の課題】

1. 運営委員の機能と取り組みの計画的実践  
上記概括の通り、学童部会は開催することができた。しかし、学童部会組織の内、会長以下運営委員による「運営委員会」は一度も開催できていない(そもそも学童部会に会長不在が非常に多かった)。「運

営委員会」にて、毎回の部会の議題確認や、学童部会の取組の課題や方針の整理、たたき台の提示等を行い、毎回の学童部会、各取組の実行委員会を進めていく必要がある。そうすることで、より効果的、発展的な取組に繋がると思われる。しかし、各単位学童の運営、今日の保護者、指導員の労働条件を鑑みると「運営委員会」の開催は容易なことではない。開催のための工夫が必要である。

## 2. 代替指導員の労働条件の改善・向上

西淀川学童では代替指導員を置いている。その賃金等の構成は、①各単位学童の指導員シフトの空きに勤務した時給、②指導員部会や部会の取組における勤務の時給や交通費、学習会参加等にかかる参加費や交通費の支給である。また③雇用保険に加入している。①については、各単位学童より支払われており、②及び③については、各単位学童が拠出している「代替指導員維持費負担金」の基金により支払われている。

各単位学童の指導員シフトの空きに入るため、月々の時給収入は変動がある。また、社会保険、退職金積み立て等は現在できていないため、代替指導員の労働条件は非常に不安定かつ脆弱である。

代替指導員の存在は、単位学童のみならず西淀川学童全体の維持・発展に欠かせないことは一目瞭然である。さらに、代替指導員の存在により、西淀川学童全体の保育力の均一化と更なる向上が図られる。代替指導員の労働条件の改善に取り組みたい。

## 3. 西淀川学童の法人化構想

今日の大阪市施策を分析すると、今後補助金等は法人化した組織への支出となり、更になんらかの「学童への保育に対する成果」が求められるであろう。今後の市施策に対応していくには、まずは学童運営を従来の「共同」から法人組織へと転換する方向性を模索する必要がある。

2012年度は、部会においてもこのテーマで議論を重ねてきた。大阪市学童保育連絡協議会の情報と方針を基にしながら、西淀川学童部会としてどのような方向性を打ち出すのか、大きな課題である。

(文責：鴻上圭太)

### ○ 西成区

新年度当初、「学童保育なくさないで」の運動の中で、学童の意義等を話し合い、署名行動に、指導員・保護者・子どもと様々な行動に取り組みました。街頭署名はもちろんのこと、OBにも声をかけた皆さんの署名を集めることができました。

例年どおり、ブロックの年間活動としましては、新入生歓迎交流会、けん玉教室、川遊び、夏のお楽しみ会、アイススケート、クリスマス会、こま大会、入所・卒所式に3学童で取り組みました。また、2009年度から『エイサー』に力を入れており、2012年度の演目も、全員で『華ぬ美ら島』、有志で『ミルクムナリ』に取り組みました。発表の場も、例年の健康まつりの舞台に加え、9月の「木津川医療生協設立の会」と、10月に保護者の方の職場である老人保健施設からもご招待を受けて発表したり、11月に開催した「第2回みんなであそぼう“遊ビバ!!”」でも発表するなど、地域に学童保育をアピールするきっかけとなりました。

地域といえば、2010年度から新たな取り組みとして、「みんなであそぼう“遊ビバ!!”」を行っています。入所運動のひとつとして、第3回目の今回は周知により力を入れ、HPの掲載、子育てネットの広報誌への掲載、保育所(園)でのポスター掲示やビラ配付依頼、4小学校の門前ビラ配付等を行いました。中でも、なかなか難しいと思われた保育所(園)への協力依頼については、ポスター掲示であったり、お手紙として配付は難しいが置きビラなら…と了承して下さったり、コンビニでのポスター掲示と、収穫がありました。当日は、保護者・子どもたち・指導員のみんながスタッフとして“遊ビバ!!”に携わり、設営も含め、多くの保護者の皆さんにご参加・お手伝いいただき、昨年度以上に成果を得ることが出来ました。まだまだ課題もありますが、第4回…5回…と、“遊ビバ!!”が地域に浸透し、学童保育がより地域に根差していけるよう力を入れていきます。

また、2005年度から加盟している「子育てネット」の中で、学童保育もその一員として、指導員が中心メンバーとして関わり、2012年度も「子ども元気まつり」「あそぱりフリマ」等に様々な形で保護者と共に参加、他の子育て支援施設職員さんと連携を深めるきっかけとなりました。区広報紙の子育てマップに、学童保育の所在地がきちんと記載されるようになったのも、子育てネットで活動を共にしている成果のひとつでもあります。

秋の署名運動では、どんぐり保育園と推進委員会を行い、連携しながら推進ニュースを定期的に発行しました。統一行動でも、街頭や団地訪問にて、保育士・保護者・指導員・子どもたちで共に声をあげ、大きな力となりました。

(文責：古谷壽子)

#### ○ 淀川区

淀川区では、新大阪よつば学童が新設され、4学童になり、以前より宮原小学校区の学童保育を必要とする保護者が預けやすくなりました。新設したよつば学童では、運営基盤や保育基盤の課題はありましたが、市連協の支援や毎月の淀川4学童での交流があり、継続した父母会運営を行なっています。

2012年4月度には、4学童で児童数は111名96世帯と増えていますが、退所も多く保育内容の改善も大きな課題でした。淀川区の学童で児童の事故や不審者など、危機管理において考え直す必要のある事案が相次ぎ、もう一度安全について4学童一緒にしっかり考え、その根本は日々の保育を見直し、より充実したものにすべきと立ち返りました。講座や学習会を通じ、保育の質を向上させる事を課題として、来年度に向けて4学童協力していきたいと考えています。

(文責：川端恭弘)

#### ○ 港・西連絡会

各学童から選ばれた運営委員により互選された事務局員による事務局体制で運営してきました。しかし、仕事を持つ親同士が、指導員の力を借りて、助け合いながらなんとか運営しているのが実情です。そんな中で運営委員会の状況が全世帯に十分に伝わっていないことがありました。ニュースや議事内容の発信は重要であり、会議の時間短縮・会議の持ち方については大きな課題です。学童の運営を少しでも楽にするためにも入所運動により、児童を獲得することは最重要課題と考え、区長懇談を訴え、港区・西区ともに実現することができました。引き続き、区長との懇談を重ねながら、地域とのつながりを密にし、学童の存在をアピールしていきたいです。また、NPOの立ち上げについても議論をしていき、様々に考えられる学童の状況に対応できる体制づくりを検討していきたいと立ち上がっています。

(文責：植松)

## 2013年度 活動の方針（案）

### 第5章

#### 第1 基本方針

- I 平和な社会で、誰でもが安心して暮らせる街づくりに貢献していきます。
- II 子ども・子育て支援法の運用に注視し、私たちの要望と働きかけの方針をまとめ、働きかけていきます。
  - ① 課題の学習
  - ② 学童の設置基準策定
- III 大阪市がめざす放課後施策の再構築に向けて、私たちが望む学童のあり方を要望していきます。
  - ① 補完的役割からの脱却（すべての小学校区への設置（新設）要請等）
  - ② 関係会議への参加要求

- ③ ニーズ調査
- ④ 学童の設置基準の提示
- ⑤ 補助金増額の要求
- ⑥ 市民運動の展開

**IV 「大阪市の学童保育・7つの提言」に基づく具体的な取り組みを展開し、学童をさらに発展させる活動を強めます。**

- ① 地域諸団体との連携、ネットワークへの参加
- ② 保護者会のあり方に関する議論
- ③ 事業の公共性向上（NPO法人化の議論）
- ④ 入所運動の強化
- ⑤ 安全なまちづくりへの取り組み強化
- ⑥ 第2回「やっば学童つながれ集会」の開催
- ⑦ 子どもの文化的・芸術的生活への参加を促すイベントの企画・推進

**V 指導員の力量の向上と、労働条件改善の活動をすすめます。**

- ① 指導員の社会的認知と身分保障の確立
- ② 指導員の労働条件の改善
- ③ 指導員の専門性向上（研修への参加促進）

**VI 大阪市連協をさらに強く大きくしていきます**

- ① 行政区ごとでの地域連絡協議会の活動強化
- ② 定例運営委員会の充実
- ③ 役員会の構成強化
- ④ 政策活動の強化
- ⑤ 広報宣伝活動の強化（既刊誌（はばたき、大阪市の学童保育）、HP）
- ⑥ 事業内容の充実・推進（お楽しみ会参加、「日本の学童ほいく」購読）
- ⑦ 大阪保育運動センター（市連協事務所）の建設運動

**VII 他団体との協力・共同をすすめます**

- ① 大阪学童保育連絡協議会（府）
- ② 子どもと教育・文化を守る会
- ③ 大阪市対策連絡会議
- ④ 大阪社会保障推進会議大阪市内ブロック
- ⑤ 大阪市保育運動連絡会
- ⑥ 学童保育指導員専門性研究会
- ⑦ 大阪市学童保育指導員労働組合

## 第2 今後の運動を推進するにあたって次の論点を各学童で議論を深めていきましょう

### はじめに

市連協は、規約の目的にうたわれているとおり、学童関係者の連絡を密にし、学童の啓蒙・普及・発展をはかり、制度の拡充、制度化を推し進めてきた運動団体です。

運動は、常に、原点に立ち返る必要があります。

この総会で、今一度、運動の原点を確かめ、そのうえで、今後の運動を進めるに当たって整理しておくべきいくつかの論点を挙げます。

総会后、皆様でも、ぜひこれらの論点について議論していただくことを提案します。

### 1 運動の原点

学童の運動の原点は、子どもの人権をまもる、つまり、子どもの育ちを支えることにあります。全てはここから出発します。

### 2 理論構築の必要性

市連協は、子どもの育ちを支えるために運動しています。運動には、まず、運動の基盤となる理屈、すなわち、理論が必要です。

理論などと小難しいことをと思われるでしょうが、理屈のない運動は、宗教と同じです。学童は、市民に、税金からの支出を要求するわけですから、そのためには、行政だけでなく、多数の納税者、市民が納得する、理論が必要です。

それはつまり、なぜ、学童が必要なのか、という質問に答えを出すことです。

### 3 学童の運動を支える理論

(1) 学童の必要性は、現在「保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、…適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」（児童福祉法6条の3 II）と法定されたことにあります。

すなわち、留守家庭対策としての役割です。

しかし、この理論は、もはや逆らうことのできない強い流れによって変化する社会情勢の中で、大きく2つの点で歪み始めており、いずれ崩壊するのではないかと心配しています。

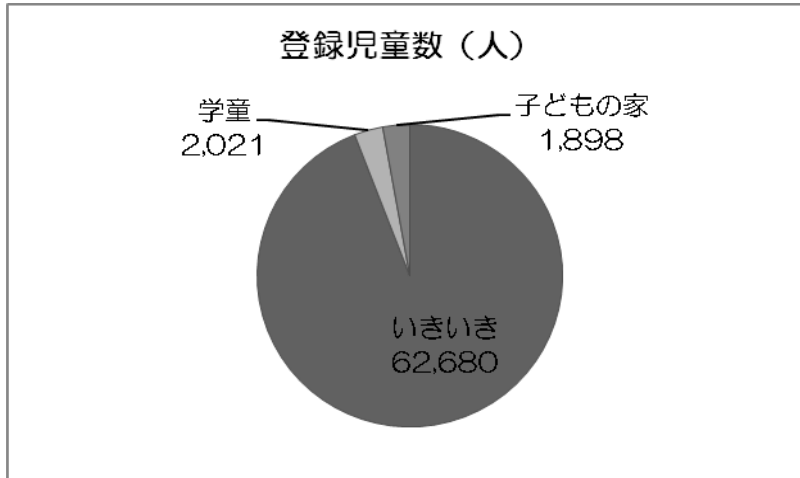
(2) 1つは、学童を利用する世帯は比較的余裕のある世帯に限定されてきているのではないかという点です。

大阪市の放課後児童施策に登録している児童数は、いきいきと学童に重複登録している場合もあるでしょうが、その点は、ひとまずおくとして、単純に合算して、平成24年度で6万6599人でした。

3つの事業別登録割合でいうと、いきいきが94%を占め、学童は約3%にすぎません（図

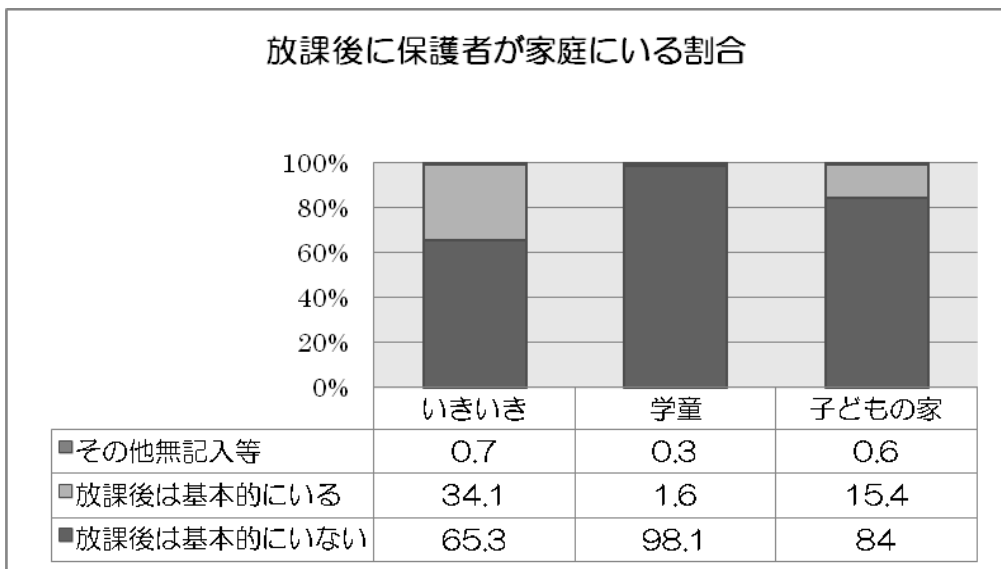
1 参照)。

図1 大阪市市政改革プランに関するオープン議論の資料に基づく



また、大阪市が実施した放課後児童施策に関するアンケートによりますと、各事業を利用する保護者は、いきいきでも過半数以上が放課後は基本的に家庭にいないと回答しています (図2 参照)。

図2 大阪市放課後児童施策に関するアンケート調査結果より



そうすると、同じ留守家庭児童ながら、大半はいきいきを選択し、約 2000 人だけが学童を選択していることとなります。この違いは、やはり、学童の利用料が大きな要因となっているものと思われます。そして、そこから推測すれば、学童を利用できる世帯は、留守家庭世帯の中でも、高額な利用料を支払うことのできる、ある程度余裕のある家庭ではないかと予想されるのです。

もし、私の予想がだいたい当たっているとすれば、外から見た学童は、余裕のある家庭が、

自分の子どもに、塾などに行かせて学力をつけさせるだけでなく、社会で生き抜く力もつけさせようと、共同で質の高い家庭教師、つまり指導員を雇っているということになっているのではないのでしょうか。そうだとすれば、学童を、単純に児童福祉法上の福祉施策であると主張して、税金を投入してくれという運動に、学童を利用していない大半の留守家庭保護者が同調してくれるでしょうか。

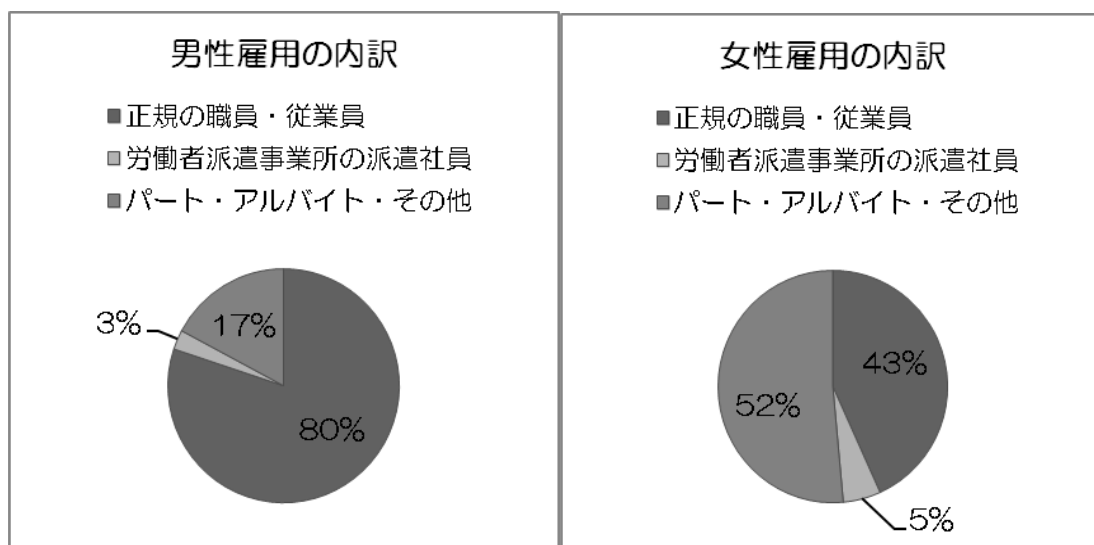
(3) もう1つは、女性の就労支援、すなわち男女差別撤廃、ジェンダー、男女共同参画と強く結び付いている点です。

学童は、長らく就労支援を1つの大きな柱としてきました。

しかし、女性の育児休業取得率が9割を超えているのに対し、昨年度の男性の育児休業取得率は、わずか2.63%（平成25年2月厚労省公表）であり、これで過去最高だという現状にあって、学童の直接の就労支援の対象はまだまだ女性だということです。

ところが、男性の雇用は、8割が正規の職員・従業員であるのに対し、女性の雇用は、52%がパート・アルバイト、5%が派遣社員と、不安定かつ低賃金です（図3参照）。男女共同参画には程遠い現状です。

図3 「-平成22年国勢調査-産業等基本集計結果（大阪府）」より



学童は、こうした母親のうちで、月2万円の利用料を支払うことのできる母親の就労を支援するということになります。

すなわち、児童福祉法上の留守家庭対策事業は、男女差別撤廃やジェンダー問題に取り組まない限り、保護者から2万円を頂戴しながら、低賃金で女性を働かせるための事業になりかねません。

その中で育つ子どもは、女性の働き方は男女共同参画に程遠いものとして受け止めることになるでしょう。

ジェンダーについては、後で、再度述べます。

(4) 市連協は、今後、こうした社会情勢を把握し、学童のさらなる充実・発展を目指して、理論を構築しなければならないのではないのでしょうか。

関係者で知恵を絞り、真剣に子どもの育ちを議論することが必須です。

#### 4 学童の課題

##### (1) 理論構築と並行して、運動には、日々の活動が重要です。特に、課題に向けた活動が重要です。

現在の学童の課題を検討したいと思います。

学童の課題は、その実施内容に起因するというよりも、学童が歴史的に、子どもと女性、地域に強く結び付いた活動であることに起因していると考えています。

まずは、子どもの人権の問題です。これは、原点です。

次に、子どもを取り巻く環境として、学校と学校外での学びとの関係があります。

それから、ジェンダー（性的役割分担）問題。ここには、家庭の問題と、指導員の地位の問題が含まれます。

そして、学童そのもののあり方として、地域における位置づけ、保護者会運営の是非、NPO法人化などがあります。

さらに、最後に、税金を要求していく行政との関係もあるでしょう。

##### (2) 子どもの人権

日本は、1994年に子どもの権利条約に批准したというものの、世界各国に比べ、子どもが人権主体であり、子どもの最善の利益を優先するとの考え方が、社会に浸透しているとはいえません。

先にも触れましたが、一昨年、大阪市は放課後事業について、保護者にアンケート調査を行いました。しかし、このアンケートに対し、放課後事業の利用者は子どもではないか、利用満足度は子どもに聞くべきではないか、という声が十分に上がったのでしょうか。

子どもに関わる仕事をする人からですら、そうした声があがりにくいのが現状です。

子どもの育ちを支える学童からこそ、子どもには、自分に関わることについて、判断できるだけの適切な情報が与えられ、それについて意見を言う権利があることを声に出していかなければなりません。

学童においては、対子どもとの関係の中では、子どもを尊重することが自然に行われていますが、社会の中で子どもを位置づけると、みんながみんな、子どもを主体として捉えているとはいいきれません。



### (3) 学校教育と学校外の学び

ア 学校教育は、再び、学力偏重主義が進行し始めています。

じわじわと週6日制が広がり、長期休みも数日ずつ少なくなります。教科書の10から15%増量という話もあります。学校の先生は、決められた時間内で教え切れないほどの指導要領を抱え、補習や宿題を通して、学校外の時間まで学校教育で支配してきています。

しかし、ゆとり教育すら徹底することができず、ゆとり教育のゆり戻しなどと言って一層学力偏重主義となる現在の学校教育だけでは、子どもたちが、この多様な厳しい社会の中で生き抜く力をつけられないことは明らかです。

学校外の時間つまり放課後の時間が減ることは、子どもが放課後の時間をゆったりと過ごし、遊びの中で学び、それによって、成長発達する力を蓄える時間を奪う事を意味します。これは、子どもの成長発達する権利を侵害するものといえないでしょうか。

イ もっと具体的に考えてみましょう。

学校で知識の詰め込みが進められると、少数の精鋭が伸び、多数の落ちこぼれが生まれます。

落ちこぼれにならないために、学童で手早く宿題をこなすことが求められるのでしょうか。宿題をきっちりできる学童になら2万円を払いましょうとなりかねません。ここには、保護者会運営の落とし穴があります。

各学童の指導員が、真剣に、具体的に考え、具体策を出す必要があります。

### (4) ジェンダーの観点

#### ア 家庭

(ア) 政府の進める経済成長戦略には、女性の雇用拡大が盛り込まれています。女性は、家計の苦しみに迫られ、権利以上に義務として働かざるをえなくなります。

しかし、女性の雇用は、先に見たように、平成22年度の国勢調査によると、男性の約80%が正規職員であるのに対し、女性は正規職員が約43%にとどまり、半数以上が、パート・アルバイトや派遣社員でした。不安定かつ低賃金です。

そして、賃金格差とはどういうことでしょうか。

男性よりも悪い雇用条件の中で、男性よりも長く働かなければ、男性と同じ生活ができないということです。

(イ) 一方で、家事育児はその大部分を女性が負担しています。

二重労働で疲労困憊した母親、早く帰宅できない父親、さらに、核家族化が進み祖父母との同居率は少なく、少子化が進んで兄弟姉妹も少なくなっている中で、今後ますます女性の社会進出が促され、女性の雇用形態はさらに多様化することが予想されます。

そうすると、学童は、その女性の就労支援として、弾力的な時間設定を導入せざるをえなくなり、また、いきいき事業が低料金でいわゆる5時から学童を実施した場合には、価格競争も余儀なくされるでしょう。

ただ、このような形で女性の就労支援をすればするほど、先にも述べたように、それは、行政とタグを組んで、使用者に便利な安い労働者である母親を増やすことにもなります。

これは、安倍首相が、3年間の育児休業を提案したのと同じです。女性は、3年間も育児休業がほしいといっているわけではありません。父親が母親と同等に家事、育児に参加して、日々の充実した労働と充実した家庭生活がほしいのです。

従来は、女性が家庭におり、家事も育児も介護も担っていたから、つまり、女性の無償労働があったから、これらを支えられていたにすぎません。

しかし、従来のように家事育児介護を女性にのみ担わせることは、まさに男女差別であり、ナンセンスであることは明らかです。

女性が無償労働で担っていた育児について、学童は、母親に代わってではなく、社会化された子育て支援を、学童本来の役割として、担っていくべきではないでしょうか。そのうえで、学童の無料化を要求して行きたいと思います。

## イ 指導員の地位

指導員は、なぜ低賃金なのでしょう。

それは、補助金が少ないからだけではありません。それは、指導員の仕事がケアワークだからです。家事、育児、介護といったケアワークは、女性による無償労働であったという歴史が影を落としています。仮に、指導員の適正な給与を問うた場合、母親の賃金レベルを大きく上回って高額になるのでしょうか。今の日本では、まず難しいでしょう。

留守家庭児童を法定までして特別視する背景には、本来は、放課後にはお母さんが家において子どもは自宅にただいまと帰宅できるのがいいのだ、という価値観があります。母親が放課後に働いていることは子どもにとってよくない、子どもの面倒は母親がみるのが一番だというジェンダー意識が浸透しています。

そして、実際、利用料を支払って子どもを預ける母親も、家庭では、家事育児について無償で働いているのです。

これでは、母親代わり事業の指導員の給与が高く評価されようがありません。

児童福祉法上で、学童などの放課後対策事業が親代わり事業と位置づけられている限り、ケアワークの地位向上は難しいのではないのでしょうか。

親代わり事業であることに基づきながら、一方で、親代わりではない専門性があると叫んで地位向上を求めても、無理があるでしょう。

やはり、指導員の地位向上も、法定の事業だからとして求めるのではなく、原点に戻り、子どもの育ちには、学校でもない、家庭（親）でもない、地域すなわち学童が必要なのだ、放課後対策を社会化して行くのだ、ということで求めていく必要があるのではないのでしょうか。

## （５）学童のあり方

### ア 地域での位置付け

最近では、どこの地方行政でも、地域の教育力を回復すると言われていますが、地域の教育力を回復するためには、日本社会における地域の位置づけを把握しなければなりません。

地域は、日本社会の問題の巢窟です。政治、経済の中心は地域にはなく、経済社会の外に地域があります。地域に問題が捨てられるのは必然です。そして、地域の構成員は、経済社会の要員でない市民、すなわち、子ども、老人、障がい者、そして、まだまだ女性が多くいます。

こうした地域において、地域の教育力を回復するのは至難の業ですが、学童が地域の拠点となって、その回復を示唆する活動を担うべきではないのでしょうか。

### イ 保護者会運営の是非

（ア）学童の現状をみて、保護者が学童を自ら運営しているとどれだけ意識しているのでしょうか。

保護者には、子どもとすら一緒に過ごす余裕の時間がありません。保護者は、学童の運営に積極的に参画し、責任もった運営体制を継続したいと考えています。しかし現実的には、保護者会運営とはいうものの、指導員に多分な運営を科してはいないのでしょうか。学童保育運営を指導員に任せ、そのサービスを買っているという意識が、保護者の側に潜在的にないのでしょうか。

まず、こうした保護者の意識を認めるかどうかです。あるいは学童保育を、保護者が運営していこうとする意識に早急に変えて行けるかどうかです。

（イ）そうでなければ、指導員が中心となって、NPO法人化を進め、保護者のニーズに対応しつつ、いきいきをしのぐ学童をつくって行く道を選ぶべきではないのでしょうか。

## （６）行政への要求

行政に対しては、端的には金銭的要求があります。

学童の理論すなわち放課後対策の社会化と無料化を説明し、その活動に予算を付けてもらう必要があります。少なくとも無視できない理論に基づいた活動であることを主張しなければなりません。

学童の理論を主張するために、具体的には、大阪市放課後対策事業推進会議への参加、もしくは、同会議での発言の機会の要求は必須です。

また、放課後健全育成事業に関する条例制定の要求及び条例制定過程での意見交換会の要求もあるでしょう。

学童施設が必要な地域には、新設を申請し、また、既存の学童も含め、地域会議などへの参加も、積極的にすべきでしょう。

さらに、学童の理念に反する施策等については、その都度、声を挙げていくべきです。今後ますます学校教育が子どもの時間を占領してくることを考えると、学校教育の拡大化に疑問の声を挙げるのも1つです。土曜授業や宿題を通じて、子どもの放課後を奪うな、と。

### さいごに

いろんなことを述べましたが、日本政府が長らく迷走しているこの社会において、子どもたちは、これから生きていくことを思いますと、保護者も指導員も、子どもたちが生きていく社会を見つめないことには、その育ちを適切に支援することはできません。

しかし、一方で、現代社会は、科学技術の発展にしても、少子高齢化現象にしても、誰もが今後の社会を想像できない状況にあり、これまでの議論の延長線上に答えがあるとは期待できません。

そうすると、みんなで原点に戻って、知恵を絞って議論するしか方法はないのです。そうして、これからの道を見つけて行くことではないでしょうか。各学童でそれぞれの地域に応じた学童のあり方を議論して下さい。回り道のようなのですが、これが急がば回れです。

少しでも、皆様の議論の端緒になればと思い、本日の運動方針として提案させていただいた次第です。